

目次

I -CV-3rd-★上告状	2
----------------	---

上告理由書兼上告受理申立理由書 I

令和3年2月17日

最高裁判所 御中

上告人（原告）

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
今井豊(昭和36年3月9日生) 電話・FAX 0278-72-5353

被上告人（被告）

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号
国 同代表者 法務大臣 上川陽子

慰謝料請求上告事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 2,000円
上記当事者間の、東京高等裁判所 令和2年(ネ)第2956号慰謝料請求控訴事件について、令和3年2月4日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服なので、上告および上告受理を申し立てる。

第1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 上告及び上告受理申立の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第3 上告理由及び上告受理申立理由

These judgements are obviously absurd and mad abuse!!!

「法治国家を自ら破壊するエセ司法官憲どもよ、恥を知れ! 贖罪し総懺悔せよ!」
関与した全裁判官とも当然に、公務員職権濫用罪と犯人隠避罪と脅迫罪である。

1 虚偽表示無効

原判決は「以上によれば、控訴人の本件請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示している。しかしながら、合理的根拠の有る私の訴えを理由がないとしたのは虚偽であり、また、心証だけでその理由が無いのは、まさに原審のほうであるから、二重の欺瞞である。付言すれば、この一審や、最高裁が既に下した別件却下決定も、全て二重の欺瞞である。
★いずれも不法行為には当たらないとしているが、要するに、心証(結論)だけで、「そう言

える理由」(合理的根拠)が、実質的に、常に全く無い。

これらの裁判は、後述の通り、全てが実質的な司法拒絶による組織的隠蔽の産物である。

要するに、欺瞞国家の陰謀であり、日本人全員が共謀して、常に私に嘘を吐いている。

言い換えると、全日本人が、常に、私を非人扱いしている。

全機関とも、訴えの無視と合理性の欠如で共通しており、その手続的無効性も自明である。

また、当り前のことを常に無視するということは、常に広義の判例違反ということである。

当り前のこととは、事件にもよるが、法令、経験則、論理則、蓋然性、などである。

無視には3種類有り、判定洩れ(=脱漏、言及が無い)が大半で、理由不備(心証だけ)、片手落ち(要素の欠落)。

原判決の無効性はあまりにも自明過ぎる

被告の予見可能性が有ることが請求の原因の前提なのだから、合理的根拠と予見可能性の

存否は、いずれも基礎事実ないし主要事実であり、その判定は必須であるのに、大半は無

視しており、稀に判定したのも理由不備ないし片手落ちであり、実質的理由が全く無い。

更に言えば、無視した要素は、いずれも十分に高度の蓋然性なので尚更無視できない。

これは憲法遵守義務違反なので、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」(憲法 76 条〇3)、に違反している。

第一に、私の訴えを無視している点

裁判とは、紛争の解決の為に、中立機関が、紛争原因に対して、正当な基準を適用して、法的拘束力の有る最終判断を示すこと、である。

然るに原審は、紛争原因を誤っており(無視)、正当な基準を適用していない(偽装)。

上訴とは、理由(請求の原因)を掲げて判定の見直しを求める不服申立であるから、一審に理由が無いことが控訴理由なのに、「全て一審通り」とは、とんだ論理矛盾である。

このように、「請求の原因」に当る部分を無視していることから(裁判の脱漏)、「口頭弁論の全趣旨をしん酌」(民訴法 247 条)、に違反している。

第二に、当り前のことを常に無視している点

当り前のことを認めれば、何でも隠蔽可能となり、社会秩序が維持できない。

第三に、合理的根拠が常に無い点

予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反であり、法定された職責違反である。

よって、正当業務行為どころではなく、手続を受ける権利の行使の妨害である。

当り前のことを常に無視する反社会性は自明

第一に、反社会性であり、不合理の極みなので、公の秩序又は善良の風俗に反する事項(社会通念の偽装)を目的とする法律行為(判断)と言え、公序良俗違反(民法 90 条)である。

第二に、人権侵犯性であり、「(我々は)お前を認めない」との非人扱いであり、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意であり、生命に対する権利(憲法 13 条)や自決権(憲法 13 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害である。

また、予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反なので、手続(告訴)妨害であり、公正な裁判所(民訴法 2 条)違反であり、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えないので、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、「職務を怠り」(裁判所法 49 条)であり、非行(国家公務員法 82 条)であり、信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反であり、職務上の故意または過失である。

前橋地方法務局と一審の不当性

前橋地方法務局の不当性よりも、その裁判の不当性のほうが遥かに大きい。

まず、原事件は全て、生命への無言の脅迫なので、常に自決権(憲法 13 条)の侵害であるのに、それを各県警が常に、合理的根拠無く無視して来たこと(組織的隠蔽)は、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反であり、当り前の法令(警察法 2 条などの職責)違反であり、正当業務行為どころではないので、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いずれも憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)の侵害である。

前橋地方法務局の不当性もほぼ同様で、私の訴えを全て、合理的根拠無く、無視して、加えて、後述の通り、明白な手続妨害行為を行ったことである。

A 規定された上告理由に該当する

憲法違反ということは、適用結果の誤りであるから、憲法解釈の誤りと見做せる。

纏めると、原審は控訴審なので、一審判決に合理的根拠が無いとする控訴理由を、更に合理的根拠無く無視した点は、論理矛盾であり、理由不備(民訴法 312 条 2 項 六号)であり、裁判の目的を逸脱しており、程度問題として、不合理が甚だしく、不公正な判決であり、私への公然たる非人扱いなので、訴権(=自決権、憲法 13 条)や裁判を受ける権利(憲法 32 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害であり、憲法の解釈の誤りその他憲法の違反(民訴法 312 条 1 項)と見做せるので、上告理由に当る。

同時に、被告の誠実な訴訟追行義務(民訴法 2、民訴規則 53, 79, 80 条)違反や甚だしい信義則(民法第 1 条 2)違反や公序良俗違反(民法 90 条)を看過しており、また、著しい経験則違反による自由心証主義(民訴法 247 条)違反が多数有り、総じて公正な裁判所(民訴法 2 条)違反であり、判決に影響を及ぼすことが明らかな違法であり、法令の解釈に関する重要な事項(民訴法 318 条 1)なので、上告受理申立理由に当る。

以上の憲法違反や法令違反は、「この憲法及び法律にのみ拘束される」(憲法 76 条)への違反であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反であり、総じて憲法や法令の誤解釈と見做せるので、上告と上告受理を同時に申し立てる。

B 規定された上告理由に該当せずとも、職責として無視できない

★合理的根拠が全く無いので、事実審が実質的に全く未済である(三審制の問題ではない)。本来は採用されるべき申立が陰謀によって棄却されたことから、実質的に、裁判を受ける権利等、既述の侵害と見做せる。

最高裁には、終審裁判所としての使命(憲法 81 条)はもちろんのこと、法令の適用解釈の統一や、全司法を指導すべき使命が有る。

そもそも最高裁が上告理由を限定している趣旨は、対象を絞り込んで上告審を迅速化させる為であるが、それは一審二審における事実認定が概ね適正に行われることが前提である。然るに本件ではその前提が満たされておらず、組織的な司法拒絶という、現行司法制度の前提外の非常事態であり、無視すれば、実質的な事実審が未済のまま、犯罪が隠蔽される。もしも、民訴法 312 条 1 項や 2 項や 318 条 1 項に規定された上告理由だけが全てであり、それらでは本件の事態に対応できないというつもりなら、そのような限定自体が不適切であり、現行制度の瑕疵であり、最高裁の過失と言える。

すなわち、元々自らに帰責性の有る瑕疵を、却下の口実として悪用しているに過ぎない。したがって、最高裁の過去の私への却下決定は全て、その職責に比し、片手落ちである。

★事実認定の問題に過ぎない旨も、片手落ちである

既述の通り、事実審が実質未済であることを無視している。

付言すれば、慰謝料請求の判定とは、すべからく、不法行為事実の認定の問題なのであり、これを全て上訴の対象外とするならば、民事訴訟制度は成り立たない。

つまり正しくは、判決に影響せず、かつ、基礎事実でも主要事実でもない事実だけが、捨象できるのであり、この基準を曖昧にしたままの上告審査の運用の現状は欺瞞である。

★最高裁は上告審査基準を明確化すべきである

摘示を省くが、規定された上告理由以外でも受理された事例も、過去には多数有る。これらの運用基準を公開し、正当性(客観的合理性)を世に示す必要が有る。

C一審が、求釈明も事務連絡も無しに、1年以上も訴状を送達しなかったこと

菅家忠行裁判官は、平成 30 年 8 月 13 日午後 2 時頃に私が前橋地方裁判所(群馬県前橋市大手町三丁目 1 番 3 4 号)にて提出した 4 件と、平成 30 年 9 月 10 日午後 2 時頃に同所にて提出した 1 件、の訴状 5 件を、求釈明も事務連絡もしないまま、長期間送達せず、訴訟開始を遅らせ、私の権利を侵害した。この間、他の同地裁職員らも私の再三の抗議を無視した。本件はその 4 件の中の 1 件であり、訴状審査権の濫用による、裁判を受ける権利や適正な手続を受ける権利の侵害であり、差別であり、極めて重大な訴訟ルール違反である。

2 以上のとおり、原判決には理由が無く、誤った認定なので、取り消されるべきである。

第 4 上告理由及び上告受理申立理由の説明

全ては欺瞞国家の陰謀である

つまりこれらは、「(私の場合に限り)不当ではない」の旨の虚偽(判例違反・差別)なのであり、全日本人が私への包囲網の確信犯として通謀し、当り前の違法性を認めないことによって皆で犯罪を正当化し、また、私の判例だけを永久にタブー扱いして封印することによって、判例一般の持つ同様事例への拘束力に因る社会秩序の混乱を避ける狙いの、社会

通念の国家的偽装の陰謀なのであり、最高裁による上告却下こそがその総仕上げである。

第5 上告理由及び上告受理申立理由の詳細

訴えを合理的根拠無く無視すれば、被害継続の予見可能性に基く結果回避義務違反である。つまり、正当業務行為ではなく、手続を受ける権利の行使の妨害であり職責違反である。然るに原審は、「全て斟酌したが、(理由も無く)認められない」旨の心証ばかりである。そう言える理由、つまり、全て斟酌した証拠や、心証の根拠(正当性)が、全く無い。

ましてや、以下の態様はいずれも欺罔であり、妨害かつ差別であり、正当行為ではない。

★★★★★フクダが、三度の虚偽を用いて、二度受付拒否したこと(欺罔) 理由不備
虚偽を用いるだけでも正当行為ではないのに、しかも、受付拒否の理由にしている。

★★★★★4人が、申出を途中で打切ったこと(二度の不当な受付拒否) 理由不備
勝手に途中で打切る正当性が無い どんなに膨大でも被害者のせいではない。

★★★フクダが、侮辱と威力脅迫と隠蔽を教唆したこと(甲3号反約書) 理由不備
申出人の前で口にする言葉ではない点(稀有)などが既述の害意を示唆している。

★★★5人とも、虚偽や詭弁を重ね、当り前の違法性を無視したこと(欺罔) 理由不備
ましてや、全員が根拠無く、侵犯性ゼロと断言したことは完全な虚偽である。

★★★★法務局で取り扱うべき案件ではない旨は、法令(職責)違反 理由不備
人権侵犯事件調査処理規程8条の職責に例外規定無し。 法令違反の顕著な虚偽。

★★★★★国家的な禁じ手の論理を用いたこと(一審判決書6頁) 判例違反
捜査によって受ける利益は反射的利益に過ぎないから原告適格が無い旨は、日本が国連に対し、常に「有り得ない」と定例報告して来たところの、「公共の福祉」優先による人権侵害そのものであり、国連への背信であり、判例違反の確信犯の、動かぬ証拠である。

★★★★★包囲網の实在を認めるに足る証拠は無い旨 蓋然性の問題 理由不備
恣意性一覧表の各事象の蓋然性と相互関連性から、天文学的に超高度 呆れた倒錯

★以下の自由権規約違反を、全て無視している 判定洩れ

第1条「自決の権利」、第2条1「あらゆる差別を受けない権利」、第6条「生命に対する固有の権利」、第8条2「隷属状態に置かれない権利」、第14条1「裁判所の前に平等の権利」、第16条「法律の前に人として認められる権利」、第17条「私生活について不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない権利」、第18条「思想の自由権」、第26条「法律の前に平等の権利」

第6 附属書類

副本7通

以上